

## ～生涯学習センターの利用における市外料金導入のお知らせ～

### 1 導入の目的

施設利用率向上のため、一部の公共施設について、空いている利用枠を市外利用者でも予約できるよう利用ルールを見直します。また、見直しに伴い、公平性の観点から、市外利用者に対しては、新たな料金設定を導入します。

### 2 導入時期

令和4年10月1日より

### 3 対象施設・市外割増率

市内在住・在勤・在学の方を除く、市外利用者の料金が以下のとおり割増となります。

対象施設	市外割増率
生涯学習センター(全室場)	市内料金の2倍

### 4 注意事項

#### (1)ご利用日が令和4年10月1日以降の予約について

ご利用日が令和4年10月1日以降の予約の場合、使用許可申請書の提出日(使用料の支払日)によって、支払金額が異なりますのでご注意ください。下記の例のように、令和4年9月30日までに提出した場合は市内料金、令和4年10月1日以降に提出した場合は市外料金となります。

※予約日ではなく、申請書提出日(使用料の支払日)が基準となります。

(例)市外利用者が、令和4年10月1日以降、市民ホールを予約した場合

- ・令和4年9月30日までに申請書を提出した場合は、市内料金となります。
- ・令和4年10月1日以降に申請書を提出した場合は、市外料金となります。

#### (2)市外利用者の予約について

令和4年10月1日より、市外利用者も公共施設予約システムの「ゲスト登録」を利用することができるようになり、市外利用者でもインターネット上での予約が可能になります。

詳細については、別途ホームページ等によりお知らせします。